くらし・なんでも相談

シリーズ No.24

「債務が多い遺産の相続」

田中善助　弁護士

家族の大国柱が急に亡くなった悲しみのなかで、残された家族はこれからどう暮らしていくかの選択を迫られる場面に遭遇することがあります。悲運と嘆いてみても、時間的な制約の中で最善の選択をすることが求められます。

今号は、当相談ダイヤル相談員（長野県弁護士会元会長）の田中善助弁護士の相談事例から、相続財産が債務（借金）の方が多い場合の相続の方法についてご紹介します。

【事例①】

《夫の死後、債権者から返済の催促が…。》

今年1月夫が病気で急逝し、その後、間もなくして夫の債権者から返済の請求が来た。

どのようにしたらよいのか全く分からず困っている。

相続人は妻の自分と子供1人である。

【回答】

相続人は配偶者と子供であり、相続分はそれぞれ2分の1となる。

相続には「単純承認」「限定承認」「放棄」があるが、単純承認は特に手続は必要なく、無限に被相続人の権利義務を承継することになる。

これに対し、限定承認や放棄は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に、相続放棄あるいは限定承認の申述を家庭裁判所に行う必要がある。

この3ヶ月という期間は、利害関係人の請求によって伸長して貰うことが出来る。

なお、3ヶ月以内に相続放棄あるいは限定承認の申述をしない場合は、単純承認したとみなされる。

遺産のうち、積極的財産（プラスの財産）と消極的財産（マイナスの財産）を比べ、積極的な財産の方が多ければ単純承認をすればよい。

もし、消極的財産の方が多ければ、相続の放棄をすればよい。

積極的な財産と消極的財産を比べ、判断がつかない場合は、限定承認をする。

限定承認は、共同相続の場合、共同相続人全員が共同してのみ行うことが出来る（民法923条）ので、相続人全員の合意が必要となる。

限定承認は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることになり、相続人固有の資産に影響を与えない相続方法である。しかし、相続財産と相続人固有の財産を分離して管理する必要があり、弁済手続も民法によって決められているので、注意を要する。

遺産の評価について、不動産等は専門的な知識が必要であり、弁護士等の専門家に相談する必要があると考える。

【相続放棄】

ワンポイント

相続放棄は、プラスの財産もマイナスの財産も全く相続しないというもので、相続開始を知ってから3ヶ月以内に家裁に申立て、家裁が放棄の申述を受理する旨の審判をすることによってその効力が生じ、その相続人は、初めから相続人でなかったものと看做される（相続放棄申述証明書の交付）。

しかし、相続人が単純承認した後に、遺産を取得しないことを俗に「相続分の放棄」というが、遺産分けで「何もいらない」と言って遺産を受取らないことは、厳密な意味での放棄ではない。そのため、法的な手続きをして相続放棄した者はプラスの財産もマイナスの財産も継承しないのに対し、相続分の放棄をしたとしても、借金などの相続債務を免れることはできないので注意が必要。

【事例②】

《相続放棄したいが、住居が父名義で難しい。》

少し前に亡くなった父が、カード会社や信販会社からの借入金が570万円もあることが判った。

その他に800万円位の借金があり、資産より負債のほうが多いが、自分たちが住んでいる住居は父名義なので相続放棄ができない。どうしたら良いか。

相続人は母と、長男である自分（大学生）と妹の3人である。

【回答】

父親の債務が合計で1，370万円ということになるので、現在住んでいる住居の評価額がどれほどになるのか検討する必要がある。

仮に、債務額1，370万円以上の評価額であれば、単純承認をしたうえで、相続した債務について、債権者と交渉し分割払い等返済可能な支払い方法を模索することになる。

また、住居の評価額が相続した債務額より低い場合、相続開始から3ヶ月以内であって限定承認という方法を採れるのであれば限定承認を選択する。

既に期間が過ぎており限定承認の方法を採れない場合は、単純承認した場合と同様相続債権者と交渉することになる。限定承認すると、相続人は、積極的な財産の限度内で相続債権者に弁済することになる。

しかし、相続債権者への弁済のため、積極的財産である住居を換価する必要があり、民法932条は、原則として競売によると定めている。

但し、「家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い、相続財産の全部又は一部の価額を弁済してその競売を止めることができる」としているので、家庭裁判所に鑑定人を選任して貰い、その評価額を弁済して住居を確保できる余地はある。

債権者に対する返済は一括返済となるので、住居の評価額に相当するお金を用意する必要がある。

財務省統計によると、H19年分年間死亡者数に対する相続税課税対象者となった被相続人数の割合は4・2％で、過去4年間同率で推移しています。

基礎控除額(5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数)がありますので、一般の人にとって相続税はあまり縁のないもののように思われます。

しかし、亡くなった人に債務があった場合の相続については、思いがけない状況にもなり兼ねない難しい問題が発生します。手続きには期限がありますので、一日も早く、弁護士など専門家に相談することが大切です。

県労福協くらしなんでも相談では、必要に応じて1時間無料の弁護士相談へのご紹介も行っています。まずは、お電話でご相談ください。

くらし・なんでも相談"ほっとダイヤル"

0120―39―6029

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。